

決済用普通預金規定

2020年4月1日 現在

1. (預金保険制度対象預金)

決済用普通預金（総合口座取引における決済用普通預金を含む。）は、預金保険法第51条の2に定められた決済用預金の条件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

ただし、総合口座の定期預金、貯蓄預金、積立定期預金等は、決済用預金ではありませんので、預金保険制度の全額保護の対象とはなりません。

2. (預金利息の非付利特約)

決済用普通預金には利息は付されず、普通預金規定または総合口座取引規定および別途お申込をいただいた各サービス規定等における利息に係る規定にかかわらず、利息の組み入れはありません。

3. (普通預金規定または総合口座規定の適用)

決済用普通預金の取扱は、利息に関する規定を除いて、普通預金規定または総合口座規定を適用します。

4. (変更)

(1) ご利用中の普通預金を決済用普通預金の取扱に変更する場合は、次のとおりとします。

①未払いの普通預金利息がある場合は、取扱変更時ではなく、次回の毎年2月または8月の当行所定の日、決済用普通預金に組み入れます。

②総合口座の貸越利息がある場合は、取扱変更時ではなく、次回の毎年2月または8月の当行所定の日、決済用普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。

(2) 決済用普通預金から普通預金へ変更する場合は、再度お届けが必要になります。

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上